

社会福祉法人大山会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 大山会（以下「大山会」という。）定款第8条及び21条の規定に基づき、役員（理事・監事）及び評議員の報酬等について定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事・監事・評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員等が理事会や評議員会に出席したときは、別表1による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 3 理事会及び評議員会が同時並催による出席のときは、前項の報酬及び実費弁償費は重複して支弁はしない。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会以外で法人の施設運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合には、別表1による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会以外で法人の施設運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合には、別表1による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 前2項による交通の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が施設の運営状況の指導又は監査業務を行った場合は、別表1による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(退職慰労金)

第6条 役員等が退任する場合、別表2による退職慰労金を支払うことができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は平成29年5月30日から施行し、平成29年5月1日から適用する。

この規程は平成30年6月7日から施行し、平成30年5月1日から適用する。

別表1 (第3条 出席報酬、第4条 委嘱業務報酬、第5条 監事業務報酬)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等 (1回)	4,000円	2,000円
評議員会出席報酬等 (1回)	4,000円	2,000円
理事及び評議員業務報酬等 (1回)	4,000円	2,000円
監事監査指導報酬等 (1回)	4,000円	2,000円

別表2 (第6条 退職慰労金)

役員等の期間	支 給 額
5年未満	20,000円
5年以上10年未満	30,000円
10年以上	50,000円